

総務文教常任委員長報告

(H25 . 3 . 13)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第60号議案の平成24年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会の所管分について、その主なものは、

総務費では、職員の退職手当等の増に伴う職員人件費の増額補正。事業費精算見込みによるふるさとバス運行事業経費の減額補正であります。

消防費では、消防団員退職報奨金精算見込みによる消防団経費の減額補正、消防施設整備事業費の減額補正であり、一部、繰越明許費の設定及び債務負担行為の廃止がなされております。

教育費では、国の緊急経済対策による補正予算で補助採択を受けたことに伴い、平成25年度で予定していた事業を前倒しで計上し、実施しようとするための増額補正であり、亀岡小学校管理教室棟耐震補強・大規模改修工事、並びに川東小学校・高田中学校の改築工事に係る小・中学校費における学校建設事業費の増額補正、現在の2公立幼稚園を統合する（仮称）亀岡幼稚園の改築工事に係る幼稚園施設整備経費の増額補正であります。

これらについては、次年度へ繰り越し、事業を推進するものであり、

亀岡小学校工事及び幼稚園工事については平成24年度から26年度までの継続費が設定されています。

採決の結果は、別段異論なく、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、教育費において実施される校舎改築、耐震・改修工事等の発注については業者の技術、実績を勘案し、安全、確実な工事が達成されるよう、合わせて地域経済の活性化にも留意されるよう望むものであります。

次に、第66号議案、亀岡市曾我部山林事業特別会計補正予算については、寄附金積立による増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第70号議案から第78号議案の平成24年度亀岡財産区ほか8財産区特別会計補正予算については、決算見込みに基づく精算整理による所要の金額の補正であり、9議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。